○総務省告示第二百二十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、次に掲げる告示は廃止する。

平成二十三年六月二十二日

総務大臣　片山　善博

一　昭和三十九年郵政省告示第六百五十一号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する件）
二　昭和四十年郵政省告示第六百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
三　昭和四十年郵政省告示第九百十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
四　昭和四十年郵政省告示第九百二十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
五　昭和四十二年郵政省告示第三百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
六　昭和四十三年郵政省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
七　昭和四十四年郵政省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
八　昭和四十四年郵政省告示第六百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
九　昭和四十五年郵政省告示第九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
十　昭和四十六年郵政省告示第三百二十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
十一　昭和四十六年郵政省告示第三百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
十二　昭和四十六年郵政省告示第三百三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
十三　昭和四十七年郵政省告示第四百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
十四　昭和四十七年郵政省告示第六百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
十五　昭和四十七年郵政省告示第六百六十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
十六　昭和四十八年郵政省告示第七十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
十七　昭和四十八年郵政省告示第九百七十号（電波法等の規定による伝搬障害防止区域を指定する件）
十八　昭和四十九年郵政省告示第四百五十五号（電波法等の規定による伝搬障害防止区域を指定する件）
十九　昭和五十年郵政省告示第四十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域の指定をする件）
二十　昭和五十一年郵政省告示第百三十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域の指定をする件）
二十一　昭和五十一年郵政省告示第七百五十九号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する件）
二十二　昭和五十一年郵政省告示第七百六十号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する件）
二十三　昭和五十二年郵政省告示第六十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）
二十四　昭和五十二年郵政省告示第七百五十二号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する件）
二十五　昭和五十三年郵政省告示第六百十一号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する等の件）
二十六　昭和五十四年郵政省告示第二百九十七号（電波法等による伝搬障害防止区域を指定する件）
二十七　昭和五十四年郵政省告示第二百九十九号（電波法等による伝搬障害防止区域を指定する件）
二十八　昭和五十四年郵政省告示第五百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）
二十九　昭和五十四年郵政省告示第八百十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）
三十　昭和五十四年郵政省告示第八百十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）
三十一　昭和五十五年郵政省告示第八百八十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）
三十二　昭和五十五年郵政省告示第八百九十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）
三十三　昭和五十六年郵政省告示第三百五号（伝搬障害防止区域を指定する件）
三十四　昭和五十六年郵政省告示第九百六十六号（伝搬障害防止区域を指定する等の件）

○総務省告示第二百二十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、昭和四十一年郵政省告示第三百六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十二日

総務大臣　片山　善博

一　昭和四十一年郵政省告示第三百六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除

二　昭和四十一年郵政省告示第三百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

三　昭和四十一年郵政省告示第六百四十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項を次のように改める。

七	削除

四　昭和四十一年郵政省告示第六百八十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

五　昭和四十一年郵政省告示第六百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

六　昭和四十一年郵政省告示第九百七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

第二項の表五の項中「同右」を「放送業務用」に改める。